全Ｌ協保安３０第２３号
平成３０年６月１９日

正　会　員　各 位

（一社）全国ＬＰガス協会

液石法施行規則の一部改正案に対する意見募集について
（お知らせ）

標記につきまして、経産省のホームページに掲載されましたので、お知らせいたします。

本件は、液石法の充てん設備（バルクローリー）の保安検査を受けるべき時期について、現行１年間とされています。一方、昨年の高圧ガス保安法の規則改正で、移動式製造設備（高圧法上のバルクローリー）を含む保安検査対象施設については、検査期限の裕度等が設定されました。

高圧法の移動式製造設備（バルクローリー）には液石法の充てん設備として許可を受けているものも多く、液石法の充てん設備についても高圧法と整合化させ裕度等を設定するために、規則改正を行うというものです。

詳細の内容についてはホームページ内の意見公募要領（提出先を含む）、概要資料、新旧対照表をご参照ください。

なお、本改正につきましてご意見がある場合は、同ホームページに掲載の意見公募要領に基づきご提出（平成３０年７月１４日締切）をいただくとともに、当協会にも写しをご送付くださいますようお願いいたします。

〇今後のスケジュール
・公布日：平成３０年８月上旬（予定）
・施行日：平成３０年１０月１日（予定）

〇経産省ホームページ掲載アドレス
http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595118055&Mode=0

以　上

発信手段：Ｅメール
保安部：若山、渡辺、片岡